ЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖ 働くあなたの公的年金 & 保険

知っ得情報 NO.123

2011.11.01.

ЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖЖ

★保険&年金基礎知識 ~厚生年金保険料の上限が~

★トピックス ~産前産後の期間も保険料免除に~

紅白の司会者も決まり、

もう、年末へのカウントダウンが始まった感じですね。

今回は、とほほな情報とちょっぴり明るい情報を 取り交ぜて、お話しますね。

★保険&年金基礎知識~厚生年金保険料の上限が~

年金の受給開始年齢引上げが提案されすぐに撤回されるなど、 近頃は年金に関して動きがありますが、またまた今度は厚生年金保険料の 上限引上げが検討されているとのニュースが入ってきました。

●現在は

報酬月額が80,万円の場合は、

厚生年金保険の標準報酬月額は62万円

健康保険の標準報酬月額は79万円

です。

現在、報酬が80万円の方でも、厚生年金の標準報酬月額上限額62万円の報酬とみなされて保険料が徴収されていました。

健康保険は上限額が121万円ですので、標準報酬月額79万円の保険料が 徴収されていました。

●今後についての検討は

今回検討に入ったのは、厚生年金上限額を健康保険と同額にしようとの案です。

対象となる方は235万人。

もし、最高等級になれば、厚生年金保険料の月額198,585円。

会社と折半ですので、本人負担は99,300円。

現在の本人最高負担額は、50,877円ですから、約48,000円の負担増 になります。

本人にとっても会社にとっても相当な負担を強いられることになりそうです。

更に、保険料負担が増せば年金額も上るのが原則ですが、財源確保のため、 年金額を負担増に比例させず抑える案も検討されるそうですから、踏んだり 蹴ったりです。

上限額があれば、下限額もあります。

現在は、健康保険は、報酬63000円未満であれば、5510円が保険料額 (これを折半します)、厚生年金は、93000円以下であっても93000円として 保険料額16083円(これを折半)が惹かれますが、

この下限額の引き下げも同時に検討されるということです。

今後のスケジュールですが、社会保障審議会年金部会に提示され 2012年の通常国会の関連法案を提出する予定です。

●西尾はこう考えます。

この2つの保険制度の標準報酬月額の上限の違いは、

年金は長期の給付になりますので、将来の支給額のことを考えてのことだと 思われます。

つまりは、厚生年金保険で、高い保険料を徴収したら、後々保険給付が

高額となるから大変ということだと思います。 ご存じのように、社会保険料は、会社と本人の折半です。 標準報酬月額を大幅に引き上げた場合ですが、 保険料が高額となれば、本人だけでなく、会社の負担も大変ということです。

保険料が高額となれば、本人だけでなく、会社の負担も大変ということです 年金が老後の生活のすべてをカバーしてくれるなら、ともかくとして、

- 受給開始年齢がどこまで引き上げられるのか?
- •その受給開始年齢まで、生存していられるのか?
- 受給開始年齢まで年金制度が存続しているのか?
- 会社も本人も負担に耐えられるか?

企業や高額所得者からの反発が大いに予想されます。

★トピックス~産前産後の期間も保険料免除に~

保険料上限が提案されるなかで、ちょっぴり嬉しい案も 検討されるようになりました。

育児休業中の保険料は免除されていましたが、 その免除期間を産前・産後期間まで拡大しようという案です。 産前・産後休業は労働基準法第65条に定められており、 産前は、本人から請求があれば、産後は請求がなくても 休業させなければならないのが基本です。 その期間の収入補償は、健康保険から出産手当金が 報酬の約2/3が支給されますが、強行法規である基準法が就労を 禁止しているにもかかわらず保険料が免除されないという矛盾。 少子高齢化の中で、次世代育成が強く望まれている現在、 この改正は速やかに行うべきだと思います。

~~~~~編集後記~~~~~~

先日、友人に家電量販店に連れて行ってもらい 冷蔵庫を購入しました。

真っ赤なかわいい冷蔵庫です。

今までの冷蔵庫はだいぶガタが来ており(30年間使用) 冷凍庫のアイスクリームがソフトクリーム状態に なっておりました。

よし!これからは、ガッチガチのアイスが食べられるぞ!と思ったら、もう冬ですね。

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所 社会保険労務士&年金コンサルタント 西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル 占出山町308 ヤマチュービル2F N10 電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイトhttp://www.nishio-sr.com

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金&保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』http://www.mag2.com
配信中止はこちら』http://www.mag2.com/m/0000180112.html